

# 明治学院大学ハラスメント事前審査会に関する規則

2025年7月18日 常務理事会承認

(設置)

第1条 [明治学院大学ハラスメント人権委員会に関する規則第9条第2項](#)により、明治学院大学ハラスメント人権委員会は、明治学院大学ハラスメント事前審査会（以下「事前審査会」という）を設置する。

(任務)

第2条 事前審査会の任務は、次に掲げる事項とし、いずれも関係者の秘密を厳守したうえで対処する。

- (1) ハラスメント調停の申立てがあった場合、必要に応じてその根拠等を申立人等から聴取し、調停委員会の設置の是非を判断する。
- (2) ハラスメント調査の申立てがあった場合、必要に応じてその根拠等を申立人等から聴取し、調査委員会の設置の是非を判断する。
- (3) ハラスメント人権委員会委員長に事前審査の結果を報告する。

(組織)

第3条 事前審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) ハラスメント人権委員会委員長
- (2) ハラスメント人権委員会委員長がハラスメント人権委員会委員のうちから指名する者 1名
- (3) 弁護士 1名

(手続)

第4条 申立ておよび手続きについては、別に定める「明治学院大学ハラスメント防止および解決のためのガイドライン」に従って進めることとする。

(疑義申立て)

第5条 申立人は、事前審査結果への疑義を申し立てることができる。ただし、事前審査結果への疑義は、事前審査結果の報告を受けた日から起算して14日以内に、1回に限り、書面により申し立てなければならない。

2 ハラスメント人権委員会委員長は、申立人から事前審査結果への疑義の申立てが出された場合、申立人に疑義に対する説明を行う。

(規則の改廃)

第6条 この規則の改廃は、ハラスメント人権委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付則

1 この規則は、2025年7月18日より施行する。